告示

○総務省告示第三百九十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十四年十一月九日

総務大臣　樽床　伸二

一　登録認定機関の名称及び住所

ＥＭＣＣ　ＤＲ．ＲＡＳＥＫ　Ｊａｐａｎ株式会社

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

三　神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

四　技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十四年十一月九日

○総務省告示第三百九十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月九日

総務大臣　樽床　伸二

第三号の表中

テュフズードオータマ株式会社	０１０

を

テュフズードオータマ株式会社	０１０
ＥＭＣＣ　ＤＲ．ＲＡＳＥＫ　Ｊａｐａｎ株式会社	０１５

に改める。

○法務省告示第四百六十一号

鳥取市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十二月十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、鳥取市役所又は鳥取地方法務局に照会すること。

平成二十四年十一月九日

法務大臣　滝　実

鳥取県気高郡瑞穂村大字日光六百四十八番地

田中　幸雄

○外務省告示第三百六十二号

平成二十四年十月十九日にワシントンで、資源探査用将来型センサー計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十四年十一月九日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十六年十月二十四日付けの交換公文によって行われ、二千四年十月二十四日から八年間延長された経済産業省とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の資源探査用将来型センサー（ＡＳＴＥＲ）計画（以下「計画」という。）に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極（以下「現行取極」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、並びに延長され、及び改正された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、現行取極を二千十二年十月二十四日から七年間延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

○外務省告示第三百六十三号

外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、平成十九年第十七号、平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号、平成二十一年第五十七号、同年第三百七十二号、平成二十四年第二十九号及び同年第三百十一号に関し、国際連合安全保障理事会決議第一五二一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十四年九月十四日に発出した情報に基づき、同理事会決議第一五三二号1に定められた措置の対象となる個人及び団体を指定した外務省告示平成十六年第五百三十九号の別表を次のとおり改正する。

平成二十四年十一月九日

外務大臣　玄葉光一郎

「15．モハメド・アハマド・サラメ（又はモハメド・アハマド・サラミ）

Mohamed Ahmad SALAME（SALAMI）

（別名）アメリ・アル・ジャワド（Ameri AL JAWAD）

ジャワド・アル・アメリ（Jawad AL AMERI）

ムスタファ・サラミ（Moustapha SALAMI）

ムスタファ・Ａ・サラミ（Moustapha A SALAMI）

（生年月日及び出生地）1961年９月22日

コートジボワール　アバンゴル（Abengouro, Côte d' Ivoire）

1963年10月18日

リベリア　ニンバ県ガンタ（Ganta, Nimba County, Liberia）

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月十九日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる

水越英明

アメリカ合衆国国務長官

ヒラリー・ロダム・クリントン閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月十九日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる

藤崎一郎

アメリカ合衆国国務長官

ジョナサン・マーゴリス閣下